

## 第1号議案

宮城県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則の制定について

宮城県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を制定する。

令和7年3月17日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

### 1 制定の理由

県の例規をより県民に分かりやすく、読みやすいものにするとともに、デジタル媒体での文書閲覧への対応を進めるため、これまで縦書きで制定されてきた教育委員会規則について左横書きに変更するもの。なお、知事部局でも同様に条例等について左横書き化に変更する。

### 2 制定内容

これまで縦書き形式で制定されてきた既存の教育委員会規則について左横書き形式に変更するとともに、用字及び用語について左横書き形式に対応した表記に変更するもの。

(例)漢数字の「一」をアラビア数字の「1」に変更

### 3 施行日

令和7年4月1日

なお、令和7年4月1日以降に公布する教育委員会規則等からは左横書きで作成する。

宮城県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
- 二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字

<p>五 漢数字（次に掲げるものを除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの</li> <li>2 熟語の一部として用いられているもの</li> <li>3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの</li> <li>4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。）</li> <li>5 一の項及び二の項に定めるもの</li> </ol>	<p>アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）</p>
<p>六 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）</p>	<p>次</p>
<p>七 上欄</p>	<p>左欄</p>
<p>八 下欄</p>	<p>右欄</p>
<p>九 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」</p>	<p>それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」</p>
<p>十 促音に用いる「っ」又は「ッ」</p>	<p>それぞれ「っ」又は「ッ」</p>
<p>十一 読点として表記する「、」</p>	<p>「、」</p>

2 前項の表六の項から八の項までの規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表

及び様式については、適用しない。

3 第一項の表三の項、四の項及び六の項から十一の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、教育長が別に定めるところによる。  
(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。  
附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

第4号議案

宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

宮城県教育委員会行政組織規則(昭和41年宮城県教育委員会規則第4号)の一部を改正する。

令和7年3月17日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

1 改正内容

(1)室の新設に関する関係規定の改正

○ 高校教育創造室の新設

急速に進む少子化や多様化する教育ニーズに対応する新たな県立高校将来構想の策定等をとおして、魅力ある高校教育を創造する体制強化のため、「高校教育創造室」を新設するもの。

【改正:第7条、第12条、第12条の3、第15条の2、第40条】

(2)本庁各課の分掌事務の変更等に関する関係規定の改正

○ 総務課及び教職員課の再編

総合教育センターのシンクタンク機能の強化等のため、総合教育センターに関する事務を、教職員課から総務課に移管するもの。

【改正:第8条、第10条】

○ 働き方改革に関する事務分掌の明文化

学校における働き方改革に関する事務の担当を明確化するため、当該事務を所管する教職員課の分掌事務に条項を追加するもの。

【改正:第10条】

(3)職員の職に関する関係規定の改正

○ 職の廃止

高校教育創造室の新設に伴い、高校教育課の「教育改革担当課長」を廃止するもの。

【改正:第17条】

(4) 県立学校の新設及び廃止等に関する関係規定の改正

○ 県立学校の廃止及び新設

・令和7年3月31日に廃止となる、「宮城県大河原商業高等学校」及び「宮城県柴田農林高等学校」を削除し、令和7年4月1日に開校する、「宮城県立松陵支援学校」を規定するもの。

○ 分校の新設及び廃止等

・令和7年4月1日に開設する、「宮城県白石高等学校蔵王キャンパス」及び「宮城県築館高等学校一迫商業キャンパス」について規定するもの。

・「宮城県立松陵支援学校」の開校に伴い、「宮城県立小松島支援学校 松陵校」を廃止するもの。

・「宮城県立利府支援学校 富谷校」を「宮城県立松陵支援学校 富谷校」に変更するもの。

【改正：第26条、第27条】

2 施行日

令和7年4月1日

## 宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「高校財務・就学支援室」の下に「、高校教育創造室」を加える。

第八条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 総合教育センターに関すること。

第十条中第九号を削り、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 学校における働き方改革についての企画及び調整並びに推進に関すること。

第十二条中第一号から第三号までを削り、第四号から第十二号までを三号ずつ繰り上げる。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（高校教育創造室）

第十二条の三 高校教育創造室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 県立高校将来構想の推進に関すること。

二 高等学校及び県立中学校の設置及び廃止に関すること。

三 高等学校及び県立中学校の組織編成及び収容定員に関すること。

第十五条の二第一項及び第三項中「高校財務・就学支援室」の下に「及び高校教育創造室」を加える。

第十七条第二項中「各号に掲げる職」を「表の上欄に掲げる職（課及び室の特定の専門的事項に関する事務を掌理する職をいう。）」に、「同号に掲げる組織」を「同表の中欄に掲げる組織」に、「同号に定めるとおり」を「同表の下欄に掲げるとおり」に改め、同項第二号の表を同項の表に改め、第一号及び第二号を削る。

第二十六条の表中

宮城県大河原商業高等学校	柴田郡大河原町
宮城県柴田農林高等学校	
宮城県大河原産業高等学校	

を、

宮城県大河原産業高等学校	柴田郡大河原町
--------------	---------

に、

宮城県立視覚支援学校	仙台市
宮城県立聴覚支援学校	
宮城県立光明支援学校	
宮城県立小松島支援学校	
宮城県立秋保かがやき支援学校	
宮城県立拓桃支援学校	
宮城県立西多賀支援学校	

を、

第二十七条第二項の表中

宮城県立利府支援学校	宮城県立角田支援学校	宮城県立名取支援学校	宮城県立小松島支援学校	宮城県立聴覚支援学校	宮城県柴田農林高等学校	宮城県白石高等学校	宮城県石巻北高等学校
塩竈校	富谷校	白石校	名取が丘校	小牛田校	川崎校	七ヶ宿校	飯野川校
塩竈市	富谷市	白石市	名取市	仙台市	遠田郡美里町	柴田郡川崎町	刈田郡七ヶ宿町

宮城県立視覚支援学校	宮城県立聴覚支援学校	宮城県立光明支援学校	宮城県立小松島支援学校	宮城県立秋保かがやき支援学校	宮城県立松陵支援学校	宮城県立拓桃支援学校	宮城県立西多賀支援学校
							仙台市

に改める。

を、

宮城県石巻北高等学校	飯野川校	石巻市
宮城県白石高等学校	蔵王キャンパス	刈田郡蔵王町
宮城県白石高等学校	七ヶ宿校	刈田郡七ヶ宿町
宮城県築館高等学校	一迫商業キャンパス	栗原市
宮城県大河原産業高等学校	川崎校	柴田郡川崎町
宮城県立聴覚支援学校	小牛田校	遠田郡美里町
宮城県立松陵支援学校	富谷校	富谷市
宮城県立名取支援学校	名取が丘校	名取市
宮城県立角田支援学校	白石校	白石市

に改める。

別表第二第二号の表中

宮城県いじめ防止対策調査委員会	県立高等学校将来構想審議会	県立高等学校将来構想審議会条例（平成二十年宮城県条例第四号）第一条の規定による県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定及び当該構想に関する重要事項の調査審議に関すること。	同
宮城県いじめ防止対策調査委員会	いじめ防止対策調査委員会条例（平成二十六年宮城県条例第六号）第二条の規定によるいじめ防止等のための有効な対策に関する事項、重大事態その他の県立学校に在籍する児童等に係るいじめの事案の調査審議に関すること。	同	同

を、

宮城県いじめ防止対策調査委員会 県立高等学校将来構想審議会	
いじめ防止対策調査委員会条例（平成二十六年宮城県条例第六号）第二条の規定によるいじめ防止等のための有効な対策に関する事項、重大事態その他の県立学校に在籍する児童等に係るいじめの事案の調査審議に関すること。	同
県立高等学校将来構想審議会条例（平成二十年宮城県条例第四号）第一条の規定による県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定及び当該構想に関する重要事項の調査審議に関すること。	同 高校教育創造室

に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第一章 総則 (略)</p> <p>第六条の二まで (略)</p> <p>第二章 本庁</p> <p>第一節 組織</p> <p>(課、室の設置)</p> <p>第七条 本庁に総務課、教育企画室、福利課、教職員課、義務教育課、高校教育課、高校財務・就学支援室、高校教育創造室、特別支援教育課、施設整備課、保健体育安全課、生涯学習課及び文化財課を置く。</p> <p>第七条の二 (略)</p> <p>第二節 事務分掌</p> <p>(総務課)</p> <p>第八条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一から二十一まで (略)</p> <p>二十二 総合教育センターに関すること。</p> <p>二十三 その他他課(室)の分掌に属さない事務に関すること。</p> <p>第八条の二から第九条まで (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第一章 総則 (略)</p> <p>第六条の二まで (略)</p> <p>第二章 本庁</p> <p>第一節 組織</p> <p>(課、室の設置)</p> <p>第七条 本庁に総務課、教育企画室、福利課、教職員課、義務教育課、高校教育課、高校財務・就学支援室、特別支援教育課、施設整備課、保健体育安全課、生涯学習課及び文化財課を置く。</p> <p>第七条の二 (略)</p> <p>第二節 事務分掌</p> <p>(総務課)</p> <p>第八条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一から二十一まで (略)</p> <p>二十二 その他他課(室)の分掌に属さない事務に関すること。</p> <p>第八条の二から第九条まで (略)</p>	<p>室の新設</p> <p>事務分掌の変更</p>

<p>(教職員課)</p> <p>第十条 教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一から二まで (略)</p> <p>三 学校における働き方改革についての企画及び調整並びに推進に関すること。</p> <p>四 給与及び旅費に関すること。</p> <p>五 小学校、中学校(高校教育課の分掌に係るものを除く。)及び義務教育学校の教職員定数に関すること。</p> <p>六 義務教育の国庫負担に関すること。</p> <p>七 教職員の組織する職員団体に関すること(総務課の分掌に係るものを除く。)</p> <p>八 教育職員の免許に関すること。</p> <p>九 職員及び県費負担教職員(教育職員及び栄養職員に限る。)の研修に関すること。</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>(高校教育課)</p> <p>第十二条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(教職員課)</p> <p>第十条 教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一から二まで (略)</p> <p>三 給与及び旅費に関すること。</p> <p>四 小学校、中学校(高校教育課の分掌に係るものを除く。)及び義務教育学校の教職員定数に関すること。</p> <p>五 義務教育の国庫負担に関すること。</p> <p>六 教職員の組織する職員団体に関すること(総務課の分掌に係るものを除く。)</p> <p>七 教育職員の免許に関すること。</p> <p>八 職員及び県費負担教職員(教育職員及び栄養職員に限る。)の研修に関すること。</p> <p>九 総合教育センターに関すること。</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>(高校教育課)</p> <p>第十二条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 県立高校将来構想の推進に関すること。</p> <p>二 高等学校及び県立中学校の設置及び廃止に関すること。</p>	<p>分掌事務の追加及び事務分掌の変更</p> <p>室の新設に伴う事務分掌の変更</p>
--	--	---

<p>一 高等学校の学級編制及び教職員定数に関すること。</p> <p>二 高等学校及び県立中学校の教育課程に関すること。</p> <p>三 高等学校及び県立中学校の学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。</p> <p>四 高等学校及び県立中学校の教科用図書その他の教材に関すること。</p> <p>五 高等学校及び県立中学校の入学者選抜に関すること。</p> <p>六 中高一貫教育の推進に関すること。</p> <p>七 高等学校技能連携制度に関すること。</p> <p>八 高等学校に関する教育団体の育成及び指導に関すること。</p> <p>九 海洋総合実習船に関すること。</p> <p>第十二条の二 (略)</p> <p>(高校教育創造室)</p> <p>第十二条の三 高校教育創造室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 県立高校将来構想の推進に関すること。</p> <p>二 高等学校及び県立中学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>三 高等学校及び県立中学校の組織編制及び収容定員に関すること。</p> <p>第十三条から第十五条まで (略)</p>	<p>三 高等学校及び県立中学校の組織編制及び収容定員に関すること。</p> <p>四 高等学校の学級編制及び教職員定数に関すること。</p> <p>五 高等学校及び県立中学校の教育課程に関すること。</p> <p>六 高等学校及び県立中学校の学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。</p> <p>七 高等学校及び県立中学校の教科用図書その他の教材に関すること。</p> <p>八 高等学校及び県立中学校の入学者選抜に関すること。</p> <p>九 中高一貫教育の推進に関すること。</p> <p>十 高等学校技能連携制度に関すること。</p> <p>十一 高等学校に関する教育団体の育成及び指導に関すること。</p> <p>十二 海洋総合実習船に関すること。</p> <p>第十二条の二 (略)</p>	<p>室の新設及び事務分掌の移管</p>
---	---	----------------------

<p>表 (略)</p>	<p>(庶務担当課)</p> <p>第十五条の二 教育企画室の庶務は、総務課において処理し、高校財務・就学支援室及び高校教育創造室の庶務は、高校教育課において処理する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総務課の課長は教育企画室の室長に対し、高校教育課の課長は高校財務・就学支援室及び高校教育創造室の室長に対し、第一項の規定により庶務を処理する上で必要と認めるときは、当該室の事務処理状況等について報告を求めることができる。</p> <p>第三節 職制</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>(職及び職務)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる職(課及び室)の特定の専門的事項に関する事務を掌理する職をいう。)を同表に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>(庶務担当課)</p> <p>第十五条の二 教育企画室の庶務は、総務課において処理し、高校財務・就学支援室の庶務は、高校教育課において処理する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総務課の課長は教育企画室の室長に対し、高校教育課の課長は高校財務・就学支援室の室長に対し、第一項の規定により庶務を処理する上で必要と認めるときは、当該室の事務処理状況等について報告を求めることができる。</p> <p>第三節 職制</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>(職及び職務)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職を同号に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ同号に定めるとおりとする。</p> <p>一 高校教育課に教育改革担当課長を置き、その職務は、上司の命を受け、県立高校将来構想の推進に関する事務を掌理する。</p> <p>二 次の表の上欄に掲げる職(課及び室の特定の専門的事項に関する事務を掌理する職をいう。)を同表の中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。</p>	<p>室の新設による追加</p> <p>室の新設による追加</p> <p>担当課長の職の廃止に伴う条項整理</p>
------------------	--	--	---

3から4 (略)

第十八条から第二十五条まで (略)

第四章 教育機関

第一節 学校

(設置)

第二十六条 県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)により設置された高等学校、中学校及び特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
(略)	(略)
宮城県大河原産業高等学校	柴田郡大河原町
(略)	(略)
宮城県立秋保かがやき支援学校	仙台市
宮城県立松陵支援学校	(略)
宮城県立拓桃支援学校	(略)

第二十七条 学校には、必要に応じその分校を設置する。  
2 分校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮城県石巻北高等学校	石巻市
宮城県白石高等学校	刈田郡蔵王町

3から4 (略)

第十八条から第二十五条まで (略)

第四章 教育機関

第一節 学校

(設置)

第二十六条 県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)により設置された高等学校、中学校及び特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
(略)	(略)
宮城県大河原商業高等学校	柴田郡大河原町
宮城県柴田農林高等学校	(略)
宮城県大河原産業高等学校	(略)
(略)	(略)
宮城県立秋保かがやき支援学校	仙台市
宮城県立拓桃支援学校	(略)

第二十七条 学校には、必要に応じその分校を設置する。  
2 分校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮城県石巻北高等学校	石巻市

設  
県立学校の廃止及び新

分校の新設、廃止及び分校が設置される本校の変更

宮城県白石高等学校	七ヶ宿校	刈田郡七ヶ宿町
宮城県築館高等学校	一迫商業キャンパス	栗原市
宮城県大河原産業高等学校	川崎校	柴田郡川崎町
(略)	(略)	(略)
宮城県立松陵支援学校	富谷校	富谷市
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第二十七条の二から第二十九条の六まで (略)

第二節 学校以外の教育機関

第一款 組織及び事務分掌

第三十条から第三十五条の五まで (略)

第二款 職制

第三十六条から第三十九条まで (略)

第五章 附属機関

第四十条 (略)

宮城県白石高等学校	七ヶ宿校	刈田郡七ヶ宿町
宮城県柴田農林高等学校	川崎校	柴田郡川崎町
(略)	(略)	(略)
宮城県立小松島支援学校	松陵校	仙台市
(略)	(略)	(略)
宮城県立利府支援学校	富谷校	富谷市
(略)	(略)	(略)

第二十七条の二から第二十九条の六まで (略)

第二節 学校以外の教育機関

第一款 組織及び事務分掌

第三十条から第三十五条の五まで (略)

第二款 職制

第三十六条から第三十九条まで (略)

第五章 附属機関

第四十条 (略)

<p>第六章 指定管理者に管理を行わせる公の施設 第四十一条 (略)</p> <p>第七章 雑則 第四十二条及び第四十三条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第一 (略)</p> <p>別表第二(第四十条関係) 一 法令によるもの (略)</p> <p>二 条例によるもの</p>		<table border="1"> <tr> <td>名称 (略)</td> <td>宮城県いじめ防 止対策調査委員 会</td> </tr> <tr> <td>担当事務 (略)</td> <td>いじめ防止対策調査委員会 条例(平成二十六年宮城県 条例第六号)第二条の規定 によるいじめ防止等のため の有効な対策に関する事 項、重大事態その他の県立 学校に在籍する児童等に係 るいじめの事案の調査審議 に関すること。</td> </tr> <tr> <td>主管課 (略)</td> <td>同</td> </tr> </table>	名称 (略)	宮城県いじめ防 止対策調査委員 会	担当事務 (略)	いじめ防止対策調査委員会 条例(平成二十六年宮城県 条例第六号)第二条の規定 によるいじめ防止等のため の有効な対策に関する事 項、重大事態その他の県立 学校に在籍する児童等に係 るいじめの事案の調査審議 に関すること。	主管課 (略)	同	<table border="1"> <tr> <td>名称 (略)</td> <td>宮立高等学校将 来構想審議会</td> </tr> <tr> <td>担当事務 (略)</td> <td>いじめ防止対策調査委員会 条例(平成二十年宮城県 条例第四号)第一条の規定 による県立高等学校の在り 方に関する総合的かつ基本 的な構想の策定及び当該構 想に関する重要事項の調査 審議に関すること。</td> </tr> <tr> <td>主管課 (略)</td> <td>同</td> </tr> </table>	名称 (略)	宮立高等学校将 来構想審議会	担当事務 (略)	いじめ防止対策調査委員会 条例(平成二十年宮城県 条例第四号)第一条の規定 による県立高等学校の在り 方に関する総合的かつ基本 的な構想の策定及び当該構 想に関する重要事項の調査 審議に関すること。	主管課 (略)	同
名称 (略)	宮城県いじめ防 止対策調査委員 会														
担当事務 (略)	いじめ防止対策調査委員会 条例(平成二十六年宮城県 条例第六号)第二条の規定 によるいじめ防止等のため の有効な対策に関する事 項、重大事態その他の県立 学校に在籍する児童等に係 るいじめの事案の調査審議 に関すること。														
主管課 (略)	同														
名称 (略)	宮立高等学校将 来構想審議会														
担当事務 (略)	いじめ防止対策調査委員会 条例(平成二十年宮城県 条例第四号)第一条の規定 による県立高等学校の在り 方に関する総合的かつ基本 的な構想の策定及び当該構 想に関する重要事項の調査 審議に関すること。														
主管課 (略)	同														
<p>第六章 指定管理者に管理を行わせる公の施設 第四十一条 (略)</p> <p>第七章 雑則 第四十二条及び第四十三条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第一 (略)</p> <p>別表第二(第四十条関係) 一 法令によるもの (略)</p> <p>二 条例によるもの</p>		<table border="1"> <tr> <td>名称 (略)</td> <td>宮立高等学校将 来構想審議会</td> </tr> <tr> <td>担当事務 (略)</td> <td>いじめ防止対策調査委員会 条例(平成二十年宮城県 条例第四号)第一条の規定 による県立高等学校の在り 方に関する総合的かつ基本 的な構想の策定及び当該構 想に関する重要事項の調査 審議に関すること。</td> </tr> <tr> <td>主管課 (略)</td> <td>同</td> </tr> </table>	名称 (略)	宮立高等学校将 来構想審議会	担当事務 (略)	いじめ防止対策調査委員会 条例(平成二十年宮城県 条例第四号)第一条の規定 による県立高等学校の在り 方に関する総合的かつ基本 的な構想の策定及び当該構 想に関する重要事項の調査 審議に関すること。	主管課 (略)	同	<p>室の新設に伴う審議会 の主管課の変更</p>						
名称 (略)	宮立高等学校将 来構想審議会														
担当事務 (略)	いじめ防止対策調査委員会 条例(平成二十年宮城県 条例第四号)第一条の規定 による県立高等学校の在り 方に関する総合的かつ基本 的な構想の策定及び当該構 想に関する重要事項の調査 審議に関すること。														
主管課 (略)	同														

別表第三 (略)	(略)	来構想審議会
	(略)	会条例（平成二十年宮城県 条例第四号）第一条の規定 による県立高等学校の在り 方に関する総合的かつ基本 的な構想の策定及び当該構 想に関する重要事項の調査 審議に関すること。
	(略)	造室
別表第三 (略)	(略)	会 止対策調査委員
	(略)	条例（平成二十六年宮城県 条例第六号）第二条の規定 によるいじめ防止等のため の有効な対策に関する事 項、重大事態その他の県立 学校に在籍する児童等に係 るいじめの事案の調査審議 に関すること。
	(略)	—

## 第5号議案

宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正について

宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則(令和5年宮城県教育委員会規則第12号)の一部を改正する。

令和7年3月17日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

### 1 改正の理由

総務部総務事務管理課長への委任事項である扶養親族がある場合等の届出の受理について、引用元である職員の給与に関する条例(昭和32年宮城県条例第29号)から削除され、新たに人事委員会規則7-99(扶養手当)で規定されることに伴い、所要の改正を行うもの。

### 2 改正内容

当該条例を引用している第2条第1号を削除し、当該人事委員会規則を引用している号中に扶養親族がある場合等の届出の受理に関する規定を加えるもの。

### 3 施行日

令和7年4月1日

宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（令和五年宮城県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号二中「給与条例」を「職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。）」に改め、同号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、ロの前に次のように加え、同号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

イ 第三条第一項の規定により、扶養親族がある場合等の届出を受理すること。  
附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

改正案（新）	現行（旧）	備考
<p>第一条（略）</p> <p>（総務部総務事務管理課長への委任）</p> <p>第二条 総務部総務事務管理課長（以下「総務事務管理課長」という。）に、次の各号に掲げる事務を委任する。</p> <p>（削る）</p> <p>一 人事委員会規則七―九十九（扶養手当）の施行に関する次の事務</p> <p>イ 第三条第一項の規定により、扶養親族がある場合等の届出を受理すること。</p> <p>ロ 第四条第一項の規定により、届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定すること。</p> <p>ハ 第四条第二項の規定により、扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載すること。</p> <p>ニ 第四条第三項の規定により、扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めること。</p> <p>ホ 第五条の規定により、職員<sup>の</sup>給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。）第十条第二項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（総務部総務事務管理課長への委任）</p> <p>第二条 総務部総務事務管理課長（以下「総務事務管理課長」という。）に、次の各号に掲げる事務を委任する。</p> <p>一 職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。）第十一条第一項の規定による扶養親族がある場合等の届出を受理すること。</p> <p>二 人事委員会規則七―九十九（扶養手当）の施行に関する次の事務</p> <p>（新設）</p> <p>イ 第四条第一項の規定により、届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定すること。</p> <p>ロ 第四条第二項の規定により、扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載すること。</p> <p>ハ 第四条第三項の規定により、扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めること。</p> <p>ニ 第五条の規定により、給与条例第十条第二項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを確認すること。</p>	<p>・ 職員の給与に関する条例の改正に伴うもの</p> <p>・ 号の繰り下げ</p> <p>・ 人事委員会規則の改正に伴うもの</p> <p>・ 見出し記号の繰り下げ</p> <p>・ 文言の整理</p>

- 当の月額が適正であるかどうかを確認すること。
- 二| 人事委員会規則七―六十一（住居手当）の施行に関する次の事務  
イ及びハ（略）
  - 三| 人事委員会規則七―三十八（通勤手当）の施行に関する次の事務  
イ及びハ（略）
  - 四| 人事委員会規則七―百六（単身赴任手当）の施行に関する次の事務  
イからニまで（略）
  - 五| 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）第五条の規定により、通勤に係る費用弁償の額を決定し、又は改定すること（これらに係る通勤届の受理及び事後の確認を含む。）。

第三条（略）

- 三| 人事委員会規則七―六十一（住居手当）の施行に関する次の事務  
イ及びハ（略）
- 四| 人事委員会規則七―三十八（通勤手当）の施行に関する次の事務  
イ及びハ（略）
- 五| 人事委員会規則七―百六（単身赴任手当）の施行に関する次の事務  
イからニまで（略）
- 六| 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）第五条の規定により、通勤に係る費用弁償の額を決定し、又は改定すること（これらに係る通勤届の受理及び事後の確認を含む。）。

第三条（略）

・号の繰り下げ

第6号議案

宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則の一部改正について

宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年宮城県教育委員会規則第11号)の一部を改正する。

令和7年3月17日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

1 改正の理由

人事委員会勧告に基づく給料表の切替えに伴い、現行規定している号俸を改めるもの。

※ 給料表切替の概要: 特定の給料表及び級において、現行の1号俸付近の号俸をまとめて新たな1号俸とするもの。

【(参考1)給料表切替の対象】

- 行政職 : 3級、4級、5級、6級、7級、8級、9級、10級
- 公安職 : 4級、5級、6級、7級、8級、9級
- 教育職(一) : 特2級、3級、4級
- 教育職(二) : 特2級、3級、4級
- 研究職 : 3級、4級、5級
- 医療職(一) : 2級、3級、4級
- 医療職(二) : 3級、4級、5級、6級、7級
- 医療職(三) : 3級、4級、5級、6級
- 技能職 : 1級、3級、4級、5級

【(参考2)切替えの例: 技能職等給料表1級の場合】

- 現行1号俸～17号俸 → 新1号俸(現行17号俸と同額)
- 現行18号俸 → 新2号俸(現行18号俸と同額)
- 現行19号俸 → 新3号俸(現行19号俸と同額)
- ※以下同様に現行から16号俸の減

## 2 改正内容

(1)宮城丸船員の初任給基準号俸を改める(別表第二)。

※高校卒:1級33号俸→17号俸、中学卒1級21号俸→5号俸

(2)60歳を超える臨時的任用職員の初任給号俸の上限を改める

(1級38号俸→22号俸)。

## 3 施行日

令和7年4月1日

宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則  
第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二高校卒の項中「三十三号俸」を「十七号俸」に改め、同表中学卒の項中「二十一号俸」を  
「五号俸」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（給料号俸に関する特例）

2 臨時的に任用される職員のうち、職務の級が一級に決定された者であつて、採用の日の属する年  
度の前年度の末日において六十歳以上であるものの初任給の号俸については、改正後の宮城県教育  
委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則の規定により得られる号俸が二十二号俸を超える  
場合には、当分の間、二十二号俸とする。

（宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

3 宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和二年宮  
城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第十一号） 新旧対照表

改正後			現行			備考
第一条から第五条（略） 附則（略） 別表第一（略） 別表第二（第三条の二関係）			第一条から第五条（略） 附則（略） 別表第一（略） 別表第二（第三条の二関係）			
学歴 高校卒 中学卒	初任給 一級十七号俸 一級五号俸	学歴 高校卒 中学卒	初任給 一級三十三号俸 一級二十一号俸			

## 第7号議案

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則(昭和36年宮城県教育委員会規則第2号)の一部を改正する。

令和7年3月17日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

## 1 改正の理由

(1)人事委員会勧告に基づく給料表の切替えに伴い、外国旅行における外国旅行雑費、宿泊料、食卓料等の算定に係る「行政職給料表の各級に相当する職務の級」について、級及び号俸により定めている内容を改めるもの。

## 【(参考)給料表切替の対象※下線は規則改正対象】

行政職	: 3級、4級、5級、6級、7級、8級、9級、10級
公安職	: 4級、5級、6級、7級、8級、9級
教育職(一)	: <u>特2級</u> 、3級、4級
教育職(二)	: <u>特2級</u> 、 <u>3級</u> 、4級
研究職	: 3級、 <u>4級</u> 、5級
医療職(一)	: <u>2級</u> 、3級、4級
医療職(二)	: <u>3級</u> 、4級、 <u>5級</u> 、6級、7級
医療職(三)	: <u>3級</u> 、4級、 <u>5級</u> 、6級
技能職	: 1級、3級、4級、5級

(2)「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の一部改正により、特定業務等従事任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給与が単一号俸から複称号俸とされたことに伴う所要の改正を行うもの。

※ 公務員の給料は、各職員の級・号俸により定められ、各級は更に1号俸、2号俸、3号俸…と細分化されている(複称号俸)。

例外的に、各級に号俸が設定されない職(再任用職員等)がある(単一号俸)。

## 2 改正内容

(1)給料表の切替え(号俸)に合わせ、規則別表(その1)「行政職給料表の各級に相当する職務の級」の内容を改める。

(2)別表(その2)(※1)の適用対象から、特定業務等従事任期付職員及び任期付短時間勤務職員を削除する(※2)。

※1. 単一号俸に係る「行政職給料表の各級に相当する職務の級」を規定している。

※2. 削除により、別表(その1)の対象(複称号俸)となる。

## 3 施行日

令和7年4月1日

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則  
宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和三十六年宮城県教育委員会  
規則第二号）の一部を次のように改正する。  
別表（その一）を次のように改める。

別表（その1）（第3条関係）

行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表 (一)	教育職給料表 (二)	研究職給料表	医療職給料表 (一)	医療職給料表 (二)	医療職給料表 (三)	給与条例第25 条に規定する 職員
8級	9級	4級		5級	4級			
7級	8級	3級	4級 3級の9号俸以上	4級の49号俸以上		7級		
6級	7級			4級の48号俸以下	3級	6級	6級	
5級	6級	特2級の9号俸以上 2級の49号俸以上	3級の8号俸以下 特2級の9号俸以上 2級の61号俸以上		2級			
4級	5級	特2級の8号俸以下 2級の37号俸から48号俸まで	特2級の8号俸以下 2級の45号俸から60号俸まで	3級		5級の5号俸以上	5級の13号俸以上	5級
3級	4級	2級の25号俸から36号俸まで 1級の89号俸以上	2級の33号俸から44号俸まで 1級の89号俸以上	2級の45号俸以上	1級	5級の4号俸以下 4級 3級の21号俸以上	5級の12号俸以下 4級 3級の21号俸以上	4級
2級	3級 2級の29号俸以上 1級の37号俸以上	2級の5号俸から24号俸まで 1級の37号俸から88号俸まで	2級の17号俸から32号俸まで 1級の37号俸から88号俸まで	2級の5号俸から44号俸まで 1級の41号俸以上		3級の20号俸以下 2級の17号俸以上	3級の20号俸以下 2級の25号俸以上	3級 2級の17号俸以上
1級	2級の28号俸以下 1級の36号俸以下	2級の4号俸以下 1級の36号俸以下	2級の16号俸以下 1級の36号俸以下	2級の4号俸以下 1級の40号俸以下		2級の16号俸以下 1級	2級の24号俸以下 1級	1級 2級の16号俸以下

別表（その二）中「、特定業務等従事任期付職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号。以下「任期付職員条例」という。）第2条の2の規定により採用された職員）及び任期付短時間勤務職員（任期付職員条例第2条の3の規定により採用された職員）」を削る。

## 附 則

### （施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

### （経過措置）

2 改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生する旅行及び施行日前に発生し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

改 正 後	現 行	備 考
<p>第一条から第十二条（略）</p> <p>附 則（略）</p> <p>別表（その1）（第3条関係） 行政職給料表の各級に相当する職務の級 （別紙）</p> <p>別表（その2）（第3条関係） 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員）</p> <p>の行政職給料表の各級に相当する職務の級</p>	<p>第一条から第十二条（略）</p> <p>附 則（略）</p> <p>別表（その1）（第3条関係） 行政職給料表の各級に相当する職務の級 （別紙）</p> <p>別表（その2）（第3条関係） 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員）、特定業務等従事任期付職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年宮城県条例第九号。以下「任期付職員条例」という。）第二条の二の規定により採用された職員）及び任期付短時間勤務職員（任期付職員条例第二条の三の規定により採用された職員）の行政職給料表の各級に相当する職務の級</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員給与に関する条例の一部改正に伴う改正</li> <li>一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に伴う改正</li> </ul>

## 改 正 前

行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表 (一)	教育職給料表 (二)	研究職給料表	医療職給料表 (一)	医療職給料表 (二)	医療職給料表 (三)	給与条例第25 条に規定する 職員
8級	9級	4級		5級	4級			
7級	8級	3級	4級 3級の21号俸 以上	4級の65号俸 以上		7級		
6級	7級			4級の64号俸 以下	3級	6級	6級	
5級	6級	特2級の21号 俸以上 2級の49号俸 以上	3級の5号俸か ら20号俸まで 特2級の21号 俸以上 2級の61号俸 以上		2級の13号俸 以上			
4級	5級	特2級の20号 俸以下 2級の37号俸 から48号俸ま で	3級の4号俸以 下 特2級の20号 俸以下 2級の45号俸 から60号俸ま で	3級	2級の12号俸 以下	5級の13号俸 以上	5級の21号俸 以上	5級
3級	4級	2級の25号俸 から36号俸ま で 1級の89号俸 以上	2級の33号俸 から44号俸ま で 1級の89号俸 以上	2級の45号俸 以上	1級	5級の12号俸 以下 4級 3級の25号俸 以上	5級の20号俸 以下 4級 3級の25号俸 以上	4級
2級	3級 2級の29号俸 以上 1級の37号俸 以上	2級の5号俸か ら24号俸まで 1級の37号俸 から88号俸ま で	2級の17号俸 から32号俸ま で 1級の37号俸 から88号俸ま で	2級の5号俸か ら44号俸まで 1級の41号俸 以上		3級の24号俸 以下 2級の17号俸 以上	3級の24号俸 以下 2級の25号俸 以上	3級 2級の17号俸 以上
1級	2級の28号俸 以下 1級の36号俸 以下	2級の4号俸以 下 1級の36号俸 以下	2級の16号俸 以下 1級の36号俸 以下	2級の4号俸以 下 1級の40号俸 以下		2級の16号俸 以下 1級	2級の24号俸 以下 1級	1級 2級の16号俸 以下

改 正 後

行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表 (一)	教育職給料表 (二)	研究職給料表	医療職給料表 (一)	医療職給料表 (二)	医療職給料表 (三)	給与条例第25 条に規定する 職員
8級	9級	4級		5級	4級			
7級	8級	3級	4級 3級の9号俸以上	4級の49号俸以上		7級		
6級	7級			4級の48号俸以下	3級	6級	6級	
5級	6級	特2級の9号俸以上 2級の49号俸以上	3級の8号俸以下 特2級の9号俸以上 2級の61号俸以上		2級			
4級	5級	特2級の8号俸以下 2級の37号俸から48号俸まで	特2級の8号俸以下 2級の45号俸から60号俸まで	3級		5級の5号俸以上	5級の13号俸以上	5級
3級	4級	2級の25号俸から36号俸まで 1級の89号俸以上	2級の33号俸から44号俸まで 1級の89号俸以上	2級の45号俸以上	1級	5級の4号俸以下 4級 3級の21号俸以上	5級の12号俸以下 4級 3級の21号俸以上	4級
2級	3級 2級の29号俸以上 1級の37号俸以上	2級の5号俸から24号俸まで 1級の37号俸から88号俸まで	2級の17号俸から32号俸まで 1級の37号俸から88号俸まで	2級の5号俸から44号俸まで 1級の41号俸以上		3級の20号俸以下 2級の17号俸以上	3級の20号俸以下 2級の25号俸以上	3級 2級の17号俸以上
1級	2級の28号俸以下 1級の36号俸以下	2級の4号俸以下 1級の36号俸以下	2級の16号俸以下 1級の36号俸以下	2級の4号俸以下 1級の40号俸以下		2級の16号俸以下 1級	2級の24号俸以下 1級	1級 2級の16号俸以下